

仏師運慶建立の八条高倉地蔵十輪院の土地をめぐる史料の検討

——地蔵十輪院の沿革を考察するための前提として——

佐々木 あすか

はじめに

仏師運慶が建立した地蔵十輪院は、後述のように史料から平安京内の八条高倉にあったことが知られる(図1)。これまで、八条高倉の地蔵十輪院が論じられる際には、およそ三つの事がらのなかで取り上げられてきたと言える。一つは、その作風から運慶作の可能性が高いとされる六波羅蜜寺地蔵菩薩坐像(以下、六波羅蜜寺像と略称)との関係性である。例えば元禄十五年(一七〇二)成立の『山州名跡志』の六波羅蜜寺の項目には、十輪院に運慶・湛慶作の地蔵菩薩坐像と、運慶像、湛慶像が安置されることが記されることから、六波羅蜜寺内の十輪院を八条高倉の地蔵十輪院の後身とみなし、現存する六波羅蜜寺地蔵菩薩坐像も、もとは八条高倉の地蔵十輪院の本尊であったとする説が挙げられる(以下、本稿では混乱を避けるため六波羅蜜寺所在の堂は「六波羅蜜寺十輪院」、八条高倉にあった寺院は「地蔵十輪院」あるいは「八条高倉の地蔵十輪院」と記す¹⁾)。残りの二つは、運慶の生涯について取り上げられるなかで、運慶が最晩年に地蔵

二十七日条)を指摘された。⁴⁾

浅見氏が指摘された『吾妻鏡』の記事には、「南無阿房」に与えられた土地について「八条北、高倉東」と記される。つまり平安京の条坊制の表記では、左京八条四坊五町となる。この地は、文献史学、考古学では平安時代末期に平宗盛の邸宅があったとみることが一般的である。しかし、『吾妻鏡』ではこの地を「故平内尉領」と記し、後述のように宗盛以外に比定する見解もあり、『吾妻鏡』の記事を改めて検討する必要も残されていると言える。また、美術史では「南無阿房」に与えられる以前の土地の変遷について、あまり注目されてこなかった。こうした点をふまえ、本稿では八条高倉の地蔵十輪院と六波羅蜜寺十輪院、あるいは現存する六波羅蜜寺像との関係性からいったん離れ、八条高倉、なかでも左京八条四坊五町の土地そのものに注目したい。そして文献史学、考古学を含めた先学の研究に導かれながら、改めて平安時代後期から鎌倉時代に至るまでの間の、この地の変遷を史料に基づき確認する。そしてこの地が藤原実行、平宗盛を経て、浅見氏が指摘されるように平家没官領として幕府から重源へ与えられた可能性を確認する。また、八条院町に関する史料のなかに、八条高倉の地蔵十輪院の一角を指す記述がある可能性を新たに指摘し、詳細が不明な地蔵十輪院の沿革をたどる一助としたい。

一、運慶関連史料に記述される地蔵十輪院の立地と先学の研究

本節では、地蔵十輪院の立地を再確認するため、運慶関連史料に記される地蔵十輪院の記述について、先学の研究から改めて振り返りたい。⁵⁾ まず『高山寺縁起』(高山寺所蔵)⁶⁾の金堂条には、高山寺金堂に周丈六の本尊盧舎那如来像と等身の四天王像などが安置され、これらはもと「洛城地蔵十輪院、運慶建立堂、」の本尊で

あり、建保六年（一一二八）の地藏十輪院炎上後に、洛中の火難を怖れ、また「上人」（明恵）の本尊とするため、運慶が高山寺に渡し、「西園寺入道大相国」（西園寺公経）の沙汰で貞応二年（一一二二）四月八日に金堂に安置されたことが記される。またこれらの像は、運慶と弟子たちが数年の間、手を留め心を尽くし彫刻したことも伝えられる。⁷⁾『高山寺縁起』では、地藏十輪院の立地に関しては「洛城」、つまり洛中にあることが記される程度である。

次に「湛慶注進状」（『来迎院文書』所収、来迎院所蔵）には、「自八条高倉地藏十輪院丈六阿弥陀一体／奉渡大原来迎院／文暦二年^{末乙}四月十八日^{辰庚}法印□□□□」⁸⁾とあり、文暦二年（一一三五）に運慶の長男湛慶が、丈六阿弥陀如来像を八条高倉地藏十輪院から大原来迎院へ移したことが記される。この像は湛慶が両親のために造立したもので、寛喜元年（一一二九）に開眼されたことが記される。『高山寺縁起』にみる建保六年の火災後、地藏十輪院が再建されていたと解される。⁹⁾多くの先学によって指摘されるように、この「湛慶注進状」によって運慶建立の地藏十輪院が八条高倉にあったことが判明する。また、『瀧山寺縁起』（瀧山寺所蔵¹⁰⁾）惣持禅院条において、正治三年（一一〇二）、源頼朝三回忌のための聖観音、梵天、帝釈天像を造立した作者として、「仏師八条法印雲慶・同子息^{湛慶}」と記されるのも、地藏十輪院の立地と関係するものである。このように運慶の直接の事績からは八条高倉までしか知ることができないが、先述の浅見氏が指摘された『吾妻鏡』文治二年七月二十七日条では、「南無阿房」に与えられた土地は「八条北、高倉東」とあり、「湛慶注進状」の記述よりもさらに明確な立地を示している。この『吾妻鏡』の記事については、後ほど改めて検討したい。

なお、正確な地点表記を有さず八条高倉と記した場合、その場所は八条大路と高倉小路の交点に接する四町分が可能性としてあがるだろう。その四町分のうち、後述のように八条大路より南の左京九条四坊一

町・八町は平安時代後期から鎌倉時代初期の史料が散見する。八条北、高倉西に当たるとする左京八条四坊四町については、鎌倉初期に梅小路南と注記される東洞院局宅があり（『明月記』正治二年九月十二日条）、また西北部は四節で後述する八条院町のひとつとなる。史料に制約があり、八条四坊四町の可能性は捨て切れないものの、これらの点と『吾妻鏡』の記事を勘案すれば、地蔵十輪院の建立場所として、最も可能性が高いのはやはり八条北、高倉東（左京八条四坊五町）となるのではないだろうか。

地蔵十輪院は、廃絶の時期も不明である。しかし、運慶、湛慶没後の地蔵十輪院を示す史料として、根立研介氏が正中三年（一三二六）三月の性慶申状（『阿刀文書』中の『拾古文書集』五所収、京都国立博物館所蔵）を紹介された。性慶が自身の正統性を主張し、運慶、湛慶が造立した東寺二王像の修理と東寺大仏師職を仰せ下さるよう述べるなかで、湛慶は運慶から相続した諸寺の大仏師職などを諸弟子に配分し、西園寺大仏師職と「氏寺十輪院寺務并本坊」を嫡弟信慶に譲ったこと、性慶は運慶、湛慶の嫡流であり、「本坊氏寺」を管領していることを主張していることが指摘された¹⁾。この「氏寺十輪院」は八条高倉の地蔵十輪院と考えられ、少なくとも鎌倉時代末頃まで存続していた可能性が指摘されている²⁾。

二、平安時代後期における八条高倉（平安京左京八条四坊五町）の土地の変遷

このように、運慶が建立した八条高倉の地蔵十輪院は、『吾妻鏡』等の史料を援用すれば平安京左京八条四坊五町に存在した可能性が高いと考える。北を梅小路、南を八条大路、東を万里小路、西を高倉小路に囲まれた町である。これは現在の京都駅の東側、京都市下京区西之町の河原町通より西の地域におおよそ該当する。

本稿で扱う左京八条四坊を含めた平安京の邸宅については、文献史学あるいは考古学から隴谷寿氏、隴谷寿氏・角田文衛氏¹⁴、山田邦和氏¹⁵など多くの研究がある。そして左京八条四坊五町には藤原実行、後に平宗盛の邸宅があったとみることが一般的である。本節では、平安時代後期から『吾妻鏡』文治二年七月二十七日条において「南無阿房」にこの地が与えられる前までの変遷を先学の研究に導かれながら確認することで、次節で後述する『吾妻鏡』の記事の検討材料としたい。また、「南無阿房」に与えられた土地には「堂敷地」と記されるため、堂の存在についても注目しながら進めたい。

(1) 藤原実行邸に関する史料（以下、史料引用中の括弧内は、筆者による注記を示す）

左京八条四坊五町に関する最も古い史料は、永暦元年（一一六〇）十二月四日に、興福寺僧の僧位に関する記事のなかで「次向入道前太政大臣（藤原実行）亭、八条北一万
里小路西」とするものである¹⁶。なお藤原実行の邸宅は、左京八条四坊五町のほかに、南側の九条四坊八町にも存在したことが指摘される¹⁷。

堂については、具体的な月日は不明ながら、実行は永暦元年に「八条南、高倉東」つまり左京九条四坊八町の邸宅を「蓮花院」という寺にしている¹⁸。このほか、永暦元年七月九日に、実行の子である内大臣藤原公教が三条高倉亭において亡くなった際に、「亡者明暁可渡八条堂」とあり、「八条堂」も邸宅内にあった可能性が指摘されるものの、八条と九条どちらの邸宅に存在したかや、蓮花院との関係性を判断することはむずかしい。実行の堂が八条の邸宅にあったか否かは、現在のところ明らかにはしがたい。

(2) 平宗盛邸に関する史料

平宗盛邸に関する史料は、現在のところ三点確認できる。治承二年（一一七八）六月二十八日の平徳子着帯の儀に関する記事のなかに「右大将（宗盛）亭、八条北²¹高倉東」とあることが指摘される。²²藤原実行邸と同じ場所であることが判明するとともに、これが宗盛邸に関する最も古い記事である。このほかに、治承二年（一一七八）閏六月十五日、平宗盛の正室清子が出家した場所が「八条北高倉新亭」であること、²³寿永二年（一一八三）二月二十一日に宗盛の子清宗が平頼盛の女を妻とし、「内府（宗盛）八条高倉亭」に迎えたことが指摘されている。²⁵堂に關しての記録は、管見の限りみられない。

ところで宗盛邸のほかにも、八条大路沿いには平氏の邸宅があったことが多くの先学により指摘されている。²⁶例えば、左京八条一坊には西八条邸が、八条三坊五町には頼盛邸があったことが史料から知られる。また八条二坊五町は『拾芥抄』京程図などに「小松殿」とあり、重盛邸があったと推定されている。²⁷ところが寿永二年（一一八三）七月二十五日のいわゆる平氏都落ちの際に、平氏は六波羅や西八条の邸宅に一つ残らず火を放った。²⁸すでに指摘されるように、『皇代曆』安徳天皇条裏書には、火を放った具体的な地として「八条高倉〔同前内府家〕³⁰」など、八条高倉の宗盛邸も挙げられ、火災の規模は不明ながらこの時に宗盛邸も焼失したものと思われる。

このように、実行邸、宗盛邸とも条坊制での位置は明らかになっているが、史料からその規模、邸宅内の施設の詳細などについては不明である。また左京八条四坊五町の南端付近では、一九七六年と二〇〇六年に二度の発掘調査がおこなわれている。³¹しかし立地上、鴨川の洪水によって運ばれてきた砂礫層が大半を占め、室町時代以前の遺構は発見されていないことが報告されている。

三、鎌倉幕府から「南無阿房」に与えられた土地と『吾妻鏡』の検討

元暦二年（一一八五）三月の平氏滅亡後、前述のように、鎌倉幕府が管理していた土地が、文治二年（一一八六）に「南無阿房」おそらく重源に与えられたこと（『吾妻鏡』文治二年七月二十七日条）が浅見龍介氏によって指摘されている。³² 比較的短い論考のなかで指摘されたこともあり、『吾妻鏡』の記事の詳細はこれまであまり検討されていない。本節では「南無阿房」以外に土地を与えられた人物、土地の場所などの検討をふまえたうえで、改めてもと平宗盛邸が「南無阿房」に与えられたことを述べたい。まず、『吾妻鏡』の原文を以下に挙げる（数字、括弧内の英字および注記は筆者による³³）。

（文治二年七月）廿七日、壬寅、因幡前司（中原）広元去十九日注進没官京地目六、今日二品所被御覽也、

注進

没官家地成敗事、

1 左馬頭（能保）三箇所内、

（平）信兼家地 一所、楊梅（a）、

（藤原）友実家地 一所、仁和寺（b）、

平家領 一所、正親町、重衛卿領（c）、

2 烏丸御局 一所、左女牛南
東洞院西（d）、

3 （中原）親能 一所、信兼一家地也、
楊梅南朱雀面（西）（e）、

- 4 (北条) 時政 一所、綾小路北河原東、
景高領 (f)、
 - 5 (土肥) 実平 一所、楊梅、信兼領、 (g)、
 - 6 (後藤) 実基 一所 (h)、
 - 7 近衛局 一所、二条南、室町東、
(平) 経盛卿領、 (i)、
 - 8 南無阿房 一所、堂敷地、高倉東、故
八条北、平内尉領、 (j)、
- 已上、拾箇所、

在判、広元

中原広元が進上したこの京の家地の没官目録によれば、数字を付したとおり、八名に没官領が与えられている。「南無阿房」については、この人物が重源であることを傍証する史料はみられない。重源が弟子らに阿弥陀仏号を与えはじめ、自身は「南無阿弥陀仏」と称するようになるのは寿永二年(一一八三)頃とされている。⁽³⁴⁾ 「南無阿房」を重源とみる場合、自ら名乗った「南無阿弥陀仏」から派生したものと解釈することになるだろう。⁽³⁵⁾ とところで、五味文彦氏はこの『吾妻鏡』の記事とは別に、「南無阿房」と称する人物が関寺の勧進をおこなっていたことを挙げられ、この人物が『仏舍利相承系図』において平盛国の子とされ、平清盛から仏舍利を与えられた「南無阿」と号する観音坊の可能性を述べられている。⁽³⁶⁾

「南無阿房」が重源か否かを明確にすることができなかったが、これに関連し、目を転じて没官領を与えられたそれ以外の人物について確認したい。「南無阿房」以外の七名のなかには、北条時政、源頼朝の妹婿の一条能保、治承四年(一一八〇)八月の頼朝拳兵時から従う土肥実平、平氏追討にも加わった中原親能、後藤実基などが挙げられる。近衛局は、治承元年(一一七七)、康慶作、瑞林寺地藏菩薩像の銘記にみ

える「義勝」すなわち成尋の姉または妹とされる、源頼朝の乳母²⁷⁾ではないかと思われる。「烏丸御局」は不明であるが、ほかの人物からみれば、ここに挙げられた人々は頼朝あるいは鎌倉幕府にとって重要な人物であり、なかには頼朝の近親者も含まれることに注目したい。このようにみた場合、このちに鎌倉幕府の関与が増加していく東大寺復興造営との関わりから、「南無阿房」を重源と推定することも一案と思われる³⁸⁾。

次に、与えられた土地について述べたい。まず「南無阿房」に与えられた土地は、「堂敷地、八条北、高倉東」とあり、これまでみたように藤原実行、平宗盛の邸宅があった左京八条四坊五町に該当する。もとの所有者として「故平内尉」と記され、平宗盛一家を指すとする見解³⁹⁾と、平家長に比定する見解⁴⁰⁾がある。立地が宗盛邸と一致することをみれば、「故平内尉」は宗盛と解するのが妥当と思われるが、官職が宗盛のもの⁴¹⁾と合致しない。宗盛は寿永元年（一一八二）十月に内大臣に任じられたことから、「故平内尉」は内大臣を意味する「故平内府」の誤りではないかと考える⁴²⁾。

このほかの七名に与えられた土地（没官領）をみると、「友実家地」（b）、「重衡卿領」（c）の具体的な場所は不明である。「信兼家地」については、中原親能に与えられた「楊梅南朱雀面」⁴³⁾（e）の記述から、右京六条一坊四町にあったことが指摘される。さらに言えば、一条能保、土肥実平に与えられた土地にも「楊梅」（a・g）とあることから、この地は能保、親能、実平の三名に分割して与えられたように思われる。このことと同時に考慮すべきは、与えられた土地の大きさと、「南無阿房」に与えられた土地が「堂敷地」と記される点である。『吾妻鏡』の記述からは、土地の大きさまでは具体的に知ることができない。また前述のように、藤原実行邸には「八条堂」があったが、これが八条と九条のどちらの実行の敷地にあったかは不明である。そして平宗盛邸についても、現在のところ敷地内に堂があったかどうかは史料に明徴がな

い。しかし、没官領として与えられたのは宗盛邸であることから、素直に解せば『吾妻鏡』に記される「堂敷地」は、宗盛邸のものを指すと推定される。邸宅の規模については、平安京内での宅地の規模は位階によって定められ、おおよそ三位以上は一町、五位以上は半町以下、六位以下は四分の一町を基本とすることが指摘されている。⁽⁴⁴⁾ 諸史料や発掘調査から知られるさまざまな公卿の邸宅の規模をふまえれば、八条高倉の平宗盛邸（じ）も、一町と想定できると思われる。そのなかで「南無阿房」に与えられた土地は「堂敷地」とあることから、このとき与えられた土地は一町すべてではなく、堂を中心とした一画である可能性も検討する必要があるだろう。⁽⁴⁶⁾

四、鎌倉時代における左京八条四坊五町に関する史料

これまで、地蔵十輪院があった可能性が高い左京八条四坊五町の十二世紀における変遷を確認してきた。本節では、十三〜十四世紀において八条四坊五町の土地について記される史料を確認する。そしてそこに記される「地蔵堂敷地」⁽⁴⁵⁾が、あるいは運慶建立の地蔵十輪院の一部を指す可能性について私見を述べたい。

左京八条四坊五町の一角が記される史料は、八条院町に関するものである。後に挙げる史料や八条院町については、仲村研氏をはじめとする先学の研究によるところが大きい。⁽⁴⁷⁾ まず仲村氏の研究に従い八条院町について確認すると、八条院町は、正和二年（一三一一）に後宇多上皇が東寺に施入した十三か所の土地を指す。この所領は、もとは十二世紀に父鳥羽上皇および母美福門院から膨大な所領を受け継いだ、八条院暲子内親王のいわゆる八条女院領を基本とする。八条女院は左京八条三坊十三町を御所としていたことが指摘されており、その周辺には八条女院庁や御倉があった。⁽⁴⁸⁾ 建暦元年（一一一一）六月の八条女院崩御後、その所

領は猶子の春華門院昇子内親王、順徳天皇へ伝領された。承久三年（一二二一）、承久の乱後は鎌倉幕府に没収され、後高倉院守貞親王に与えられた。貞応二年（一二二二）五月に皇女の邦子内親王（安嘉門院）に譲られ、弘安六年（一二八三）の安嘉門院崩御後、龜山上皇から後二条天皇、後宇多上皇、昭慶門院、昭訓門院らに分与される。

ここで、すでに仲村氏によって紹介されている二つの史料に注目したい。一つは、貞応二年（一二二二）五月の「後高倉院庁下文案」と、正和二年（一一三三）十二月の「八条院院町在所注文」である。「後高倉院庁下文案」は、貞応二年（一二二二）五月三日に後高倉院が邦子内親王に宛てた讓状であり、そのなかで「京御領」として二十二か所のうち十三か所がのちの八条院町に該当することが指摘されている。⁴⁶⁾ その十三か所の一つに「梅少路南高倉東二戸主⁴⁷⁾地藏堂敷地」とある。次に「八条院院町在所注文」は、八条院町などの所領を伝領し

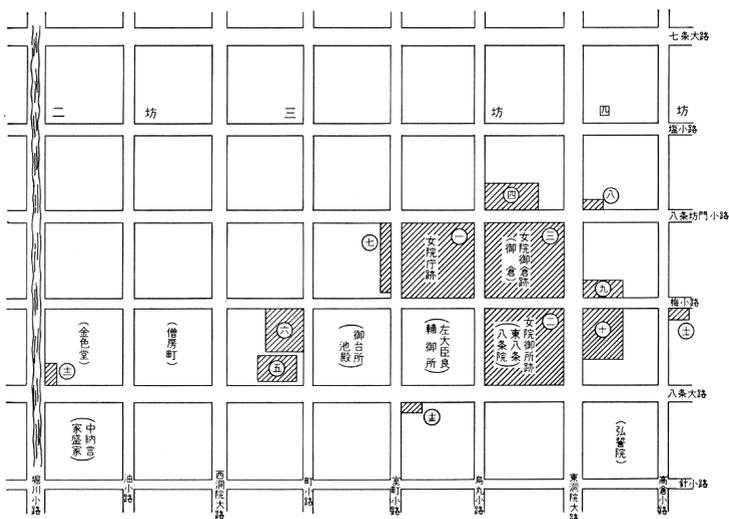


図2 正和2年（1313年）東寺施入時の八条院町（注47 仲村研氏著書より転載）

ていた後宇多上皇が、正和二年（一三三三）十二月に東寺に寄進した際の目録である。⁵¹ここに記される「院町十三箇所」は、先の「後高倉院庁下文案」の十三か所と同様であり、「同（八条四）坊保五町一行一戸主」梅小路南 北南五丈 高倉東 西東十丈と記される（仲村氏が作成された「八条院院町在所注文」に記される土地の所在を図2にあげる。「地蔵堂敷地」は十一に該当する）。

両史料に記される「梅小（少）路南高倉東」のうち、梅小路は八条大路の一つ北の道路である。このことから、八条院町として記される「梅小路南高倉東」は、「八条院院町在所注文」に記されるように、条坊制における左京八条四坊五町に該当する。これは藤原実行邸、平宗盛邸を経て、「南無阿房」に与えられた土地と同じ一町の一角を指す。そして両史料においてこの土地を「地蔵堂敷地」と記す点が改めて注目される。この点について仲村氏は、八条四坊五町は実行邸であったことから、従来の八条女院領ではないことを指摘されると同時に、一町の実行邸のなから一戸主（南北五丈、東西十丈）の地蔵堂敷地が分離出現したとされた。⁵²また山田邦和氏は、前節で述べた『吾妻鏡』の記事をもとに、宗盛邸が没収された際に御堂の存在を想定され、のちに八条院町として記される「地蔵堂敷地」は、この御堂の後身と推定された。⁵³第二節の『吾妻鏡』の検討において、「南無阿房」に与えられた土地に記される「堂敷地」は、宗盛邸の堂の可能性を想定した。しかし先述のように『皇代暦』安徳天皇条裏書には、平氏都落ちの際に宗盛邸にも火が放たれたとあることから、宗盛邸の建物は残っていなかった可能性もある。また『吾妻鏡』には単純に「堂敷地」とのみ記されており、「地蔵堂」の記載はない。これらをふまえると、本節で挙げた両史料の「地蔵堂敷地」は、あるいは運慶建立の地蔵十輪院の敷地の一部を示す可能性はないだろうか。この点については、「南無阿房」に与えられた土地の規模、利用方法や、運慶への伝領、地蔵十輪院の規模など不明な点が多い。ま

た八条院町となったこの土地は「一戸主梅小路南
高倉東」「東南隅」とあり、一町のなかでは北側に存在するのに対し、「八条高倉」と呼ばれる地蔵十輪院は、より八条大路に近い立地だったようにも思われる。あるいは地蔵十輪院とはまったく別の堂の可能性も考慮すべきとも思われるが、同じ一町内で「地蔵堂」と記される点において、偶然のように思えないところがある。もしこの想定が許されるならば、前述のように地蔵十輪院は少なくとも鎌倉時代末頃まで存続していた可能性が指摘されることから、この八条院町となる一戸主は、地蔵十輪院のうちの一部がいつの時期かに分割されたものと解釈できるだろうか。史料が乏しいこともあり推論を重ねることとなってしまったが、今後も慎重に検討を重ねたいと考える。

なお、正和二年（一一三三）十二月に「院町十三箇所」が東寺に施入されて以後の「地蔵堂敷地」については、仲村氏による指摘がある。⁵⁶すなわち元応元年（一一三九）から応永十年（一四〇三）までの間に八条院町に関する史料が七点あることを述べられ、元応元年六月の「八条院町年貢帳」の段階で、「梅小路南高倉敷地」の「地蔵堂敷地」は記入されていないことを指摘されている。そして「梅小路南高倉敷地」の「地蔵堂敷地」を含む計三か所は、その後の史料にもみられないことから、正和二年の施入から元応元年の間に他領になったものと推定せざるをえないと仲村氏は述べられている。

さらに、臈谷寿氏は八条三坊周辺とその以南の土地について、十四・五世紀頃から田畠化した部分が多くなり、江戸時代には完全に田畠となっていることを指摘された。⁵⁸この点は八条四坊四町・五町の南端付近でおこなわれた発掘調査において、江戸時代の耕作土が認められていることにも符合するだろう。⁵⁹地蔵十輪院の廃絶時期は不明ながら、このような周辺地域の状況からみれば、遅くとも近世には廃絶していたと言え、史料のうえからおおよそ十四世紀頃がひとつの目安となるように思われる。

おわりに

以上、運慶建立の地蔵十輪院が立地した可能性が高い平安京左京八条四坊五町の土地に注目し、その土地に関する史料を中心に先学の研究に導かれながら検討してきた。運慶と地蔵十輪院の問題そのものに至ることができず、また六波羅蜜寺地蔵菩薩坐像との関係性を論じる材料も持ち合わせていない。史料上の制約もあり推論を重ねてしまうこととなるが、最後に運慶と地蔵十輪院についての展望を述べておきたい。

まず、文治二年（一一八六）に「南無阿房」おそらく重源に与えられた土地が、いつ運慶に譲られたか、地蔵十輪院の創建とも関わる問題である。注目したいことは、建久七年（一一九六）六月十三日に、九条御堂において重源が東大寺大仏殿四天王再興像の「本様」つまり雛型をみせたことが『明月記』に記される点である。本稿では、披露がおこなわれた九条御堂の立地に注目したい。九条御堂は、九条兼実の異母姉の故皇嘉門院の御所内の仏堂であり、『玉葉』の記事から左京九条四坊五町・六町に比定されている⁴¹。披露の際にこの場所が選ばれた理由は、兼実と重源の親近性が背景にあると思われるが、さらに言えば、九条御堂は八条高倉から南へ一町も離れていない立地である。八条高倉の地で四天王像の雛型を造立したかとはともかく、想像をたくましくすれば、九条御堂での披露のための準備作業などで、重源だけではなく仏師を含め八条高倉の地が利用された可能性もあるのではないだろうか⁴²。その頃は、東大寺復興造営を推し進めていた重源の管理するところにあつたと考える方が自然であろうか。

また地蔵十輪院は、その名称からは本尊は地蔵菩薩と考えられることが多いが、運慶が寺院を建立する純粋な契機を考えた場合、建久七年（一一九六）十二月の東大寺大仏殿四天王像の造立を最後に史料から名前

がみえなくなる運慶の父康慶の弔いの堂であったとする説は魅力的に思われ、引き続きその可能性も含めて考えたい。ただしその際に、現在の六波羅蜜寺地藏菩薩坐像との製作年代の整合性が問題となる。六波羅蜜寺像の製作年代については、壮年期から、旧来多かつた晩年期まで幅が広い⁽⁶⁵⁾。六波羅蜜寺像の製作年代についても今後の課題としたいが、近年、建保五年（一二二七）、運覚作の静岡県岩水寺地藏菩薩立像が、納入品から六波羅蜜寺で造立されたことが判明した。山本勉氏は、運慶在世中に六波羅蜜寺に一門の工房があった可能性を示唆されている⁽⁶⁶⁾。六波羅蜜寺の拠点のあり方について、今後さらに検討をする必要があると思われるが、六波羅蜜寺像の製作年代と、八条高倉の地藏十輪院の創建や関係性を無理に結びつけなくてもよい可能性も出てきたと言えるだろう。また、杉崎貴英氏は地藏十輪院が運慶一門の住宅兼工房内の邸内持仏堂であったと推定されており⁽⁶⁷⁾、建久年間にもし雛形披露などでも八条高倉の地を利用していたと想定すれば、そこから発展し、工房、住居を兼ねていたとみる方が自然に思われる。史料の制約から、憶測を重ねたところも多いが、問題点をふまえたうえで、八条高倉の地藏十輪院、あるいは六波羅蜜寺地藏菩薩像の考察を深める一助としたい。

注

- (1) 毛利久「運慶・快慶と高山寺・十輪院」(『史跡と美術』二五五、一九五五年九月)。同著『日本仏教彫刻史の研究』(一九七〇年五月、法蔵館)所収。
- (2) 前掲注1 毛利氏論文。
- (3) 源豊宗「運慶の没年について」(『仏教美術』一八、一九三一年十二月)。同著『源豊宗著作集 日本美術

史論究』四（一九八二年十月、思文閣出版）所収。および前掲注1毛利氏論文。

(4) 浅見龍介「地蔵十輪院と六波羅蜜寺 地蔵菩薩坐像」（山本勉監修『運慶 時空を超えるかたち』（別冊太陽 日本のごころ）一七六）、二〇一〇年十二月、平凡社）。なお、浅見氏は八条高倉の地に平宗盛、重盛の邸があったと述べられるが、後述のように、八条高倉には宗盛の邸宅があったと考えられる。

(5) 杉崎貴英氏は、地蔵十輪院と六波羅蜜寺像の関係を考察されるなかで『高山寺縁起』『湛慶注進状』『西園寺大仏師性慶申状』を再検討し、地蔵十輪院の性格と履歴を述べられている（「仏師運慶建立の私堂地蔵十輪院をめぐる再検討―六波羅蜜寺地蔵菩薩坐像の伝来問題に関連して―」（『京都造形芸術大学紀要』一七）、二〇一三年十一月）。

(6) 『明恵上人資料』第一（『高山寺資料叢書』一、一九七一年三月、東京大学出版会）。

(7) 『高山寺縁起』をもとに高山寺金堂への移坐や地蔵十輪院について述べられたおもな論考に、前掲注5杉崎氏論文のほか、前掲注1毛利氏論文、熊田由美子「晩年期の運慶―その造像状況をめぐる一考察」（『東京芸術大学美術学部紀要』二六、一九九一年三月）などがある。

(8) 「法印[]」は、来迎院所蔵「如来蔵宝物目録」から「大和尚位湛慶」とみられること、および「湛慶注進状」は康正元年（一四五五）の書写であることが指摘されている（前掲注3源氏論文）。

(9) 前掲注1毛利氏論文、副島弘道「運慶 その人と芸術」（二〇〇〇年九月、吉川弘文館）など。

(10) 小林吉光「史料紹介『瀧山寺縁起』（『岡崎市史研究』創刊号、一九七九年二月）。

(11) 根立研介「東寺大仏師職考」（『佛教藝術』二二一、一九九三年十一月）。「慶派仏師の末裔たちの動向―東寺大仏師職をめぐる―」として「東寺大仏師職考補遺」（『佛教藝術』二二二）とともに、同著『日本中世の仏師と社会』（二〇〇六年五月、塙書房）所収。

根立氏は、地蔵十輪院は建保六年の炎上後にかなり衰退していた可能性もあり、『高山寺縁起』や「湛慶注進状」から仏像の移坐が知られることを含め、性慶の時代の地蔵十輪院の状況は不明とされている。

(12) 根立研介『運慶―天下復た彫刻ナシ―』(二〇〇九年八月、ミネルヴァ書房)。

(13) ① 臈谷寿「文献にみる遺跡周辺の様相」(下條信之・川西宏幸編『平安京左京八条三坊二町』〔平安京跡研究調査報告〕六、一九八三年七月、古代学協会)。
② 臈谷寿「文献学的考察」(定森秀夫編『平安京左京八条三坊二町―第二次調査―』〔平安京跡研究調査報告〕一六、一九八五年三月、古代学協会)。

①②を併せ「平安京左京八条三坊周辺の様相」として、同著『平安貴族と邸第』(二〇〇〇年十一月、吉川弘文館)所収。

(14) 臈谷寿・角田文衛「平安京―条坊および官衙・邸宅―」(『角川日本地名大辞典』二六 京都府 下巻、一九八二年七月、角川書店)。

(15) 山田邦和「左京全町の概要」(角田文衛総監修、古代学協会・古代学研究所編『平安京提要』、一九九四年六月、角川書店)。

(16) 『山槐記』永暦元年(一一六〇)十二月四日条。

四日戌申(中略)次向入道前太政大臣亭、八条北、万
里小路西付孫中納言実長、奉奏状、被命云、先雖可見參、近年聾腰居老耄無術上、此間風病相侵不能面調、尤有恐对面之由可被披露也、(後略)

(17) 前掲注15山田氏論文のうち八条四坊五町・九条四坊八町項(「左京全町の概要」)。

山田氏は、その出典として『拾芥抄』東京図を、八条の邸宅については本文でも触れた『山槐記』永暦元年十二月四日条を挙げられている。また九条四坊八町の「蓮花院」は、生蓮華院または相国堂と呼ばれ

ること、鎌倉時代初期にはこの寺に実行の孫娘（藤原基房夫人）が居住したこと（『明月記』建保元年十月二十五日条）が指摘される。上記『明月記』同日条には、孫娘の居住地は「弘誓院東町、祖母・相国堂之敷地異角」と記される。八条大路と高倉小路の交点に接する四町分のうち、九条四坊八町、および弘誓院があったとされる九条四坊一町には、地藏十輪院が存在した可能性は低いと考える。

(18) 『帝王編年記』永暦元年条（『新訂増補 国史大系』）。

前掲注15山田氏論文のうち九条四坊八町項（『左京全町の概要』）。

(19) 『山槐記』永暦元年七月九日条（『増補 史料大成』）。

(20) 前掲注15山田氏論文のうち八条四坊五町項（『左京全町の概要』）。

(21) 『山槐記』治承二年六月二十八日条。

廿八日辛卯 天陰、朝間小雨、中宮（德子中略）御懷妊、当五ヶ月、仍有御着帯事、初度也（中略）右大将亭、（八条北高倉東）大将（冠置衣）出逢客亭、取御衣筥入内方納御帯（後略）

(22) 太田静六「平清盛の邸宅に就て」上／下（『史蹟名勝天然記念物』一七十六／七、一九四二年六月／七月）。同著『寝殿造の研究』（一九八七年二月、吉川弘文館）所収。

(23) 『山槐記』治承二年閏六月十五日条。

十五日丁未 天晴、今夜右大将（宗盛室、号中納言三位、内御乳母也、贈左大臣時信公女、年三十三、即將軍外戚嫡母也）出家、去月廿日煩腫物、而不加療治及数日、依危急遁世了、于時在八条北高倉新亭、

(24) 『吉記』寿永二年二月二十一日条（『新訂 吉記』本文編三、二〇〇六年二月、和泉書院）。

廿一日、丙辰、（中略）今夜右衛門督清宗卿嫁按察使頼盛卿女、被迎内府八条高倉亭云々、

(25) 前掲注13廳谷氏論文。

- (26) 前掲注13 臈谷氏論文。および高橋昌明「平家の館について―六波羅・西八条・九条末」（『神戸大学史学年報』一三、一九九八年五月）。同著『平家と六波羅幕府』（二〇一三年二月、東京大学出版会）所収。
- (27) 前掲注13 臈谷氏論文など。
- (28) 『玉葉』同日条（『凶書寮叢刊 九条家本玉葉』八、二〇〇二年三月、宮内庁書陵部）。
- (29) 前掲注26 高橋氏論文。
- (30) 『皇代暦』安徳天皇条裏書 寿永二年（改定 史籍集覧）一八。割注は「」内に記した。
（前略）仍七月廿五日辰時平家悉焼住所等逃落事
六波羅泉殿〔内大臣家相伝所也〕 同池殿〔按察大納言頼盛家〕 八条高倉〔同前内府家〕 小松殿〔故内大臣重盛家中将資盛相伝〕 西八条〔故太政入道家其辺在家人并家人宿所等〕（後略）
- (31) ① 『平安京跡発掘調査報告―左京八条四坊―』（一九七七年三月、平安京調査会）。
② 『平安京左京八条四坊四・五町跡』（『京都市埋蔵文化財研究所調査報告』二〇〇六―二〇、二〇〇七年三月、京都市埋蔵文化財研究所）。
- (32) 前掲注4 浅見氏論文。
- (33) 高橋秀樹編『新訂吾妻鏡』二 頼朝將軍記2（二〇一七年二月、和泉書院）。
- (34) 石田尚豊「重源の阿弥陀名号」（『大和文化研究』四〇、一九六一年八月）。同著『日本美術史論集―その構造的把握―』（一九八八年二月、中央公論美術出版）所収。
- (35) 重源の呼び方については、例えば『吾妻鏡』では「大勳進重源上人」（元暦二年三月七日条）、「東大寺上人重源」（建久二年七月二十三日条）などと記され、管見の限り、他史料を含め重源を「南無阿房」と記す例はみられない。この点をどう解釈するかについては、引き続き検討をおこないたい。

(36) 五味文彦『大仏再建』第三章（一九九五年九月、講談社）。

(37) 牧野あき沙「瑞林寺地藏菩薩坐像の銘文と仏師康慶」（『美学・美術史学科報』二八、二〇〇〇年三月、跡見学園女子大学美学美術史学科）。

(38) 「南無阿房」を重源と推定することが認められた場合、土地を与えられた文治二年（一一八六）七月における東大寺復興造営への鎌倉幕府の関与はどの程度のものであったかについても確認しておきたい。前年の元暦二年（一一八五）三月七日、頼朝は重源に米一万石、砂金一千両、上絹一千疋を奉加している（『吾妻鏡』同日条）。これは同年（文治元年）八月二十八日の東大寺大仏開眼供養への奉加と推定されている（塩澤寛樹『仏師たちの南都復興 鎌倉時代彫刻史を見なおす』第一章、二〇一六年二月、吉川弘文館）。開眼供養後の文治二年三月に周防国が東大寺造営料として重源に任されてからは、周防国からの材木運搬の工夫をめぐり重源と頼朝の間で書状が交わされ、文治三年四月には頼朝に協力を求め重源自ら鎌倉に下向していることが指摘される（山口隆介「総論 東大寺の鎌倉再興をめぐる信仰と美術」および齋木涼子「源頼朝書状案（文治四年八月二十三日）」解説（『頼朝と重源 東大寺再興を支えた鎌倉と奈良の絆』、二〇一二年七月、奈良国立博物館・朝日新聞社）。また御家人佐々木高綱が材木運搬に尽力したことが知られるなど（『吾妻鏡』文治五年六月四日条）、大仏殿再建に向けて鎌倉幕府による協力の様子が伺える。これらをふまえると、文治二年七月に重源に土地が与えられたことは、平氏滅亡の時期とも関係し、前年の大仏開眼供養の褒賞としての意味合いもあると思われるが、どちらかと言えば、その後、幕府の関与が増加する大仏殿再建へ向けての助成としての意味が大きかったようにも思われる。憶測にすぎないが、重源の京中での拠点となった可能性もあるのではないだろうか。

(39) 前掲注14 廳谷氏・角田氏論文。

- (40) 五味文彦・本郷和人編『現代語訳 吾妻鏡』三(二〇〇八年六月、吉川弘文館)の文治二年七月の注三八では、『平家物語』にみえる「平内左衛門尉家長」のことと考えられると記される。
- (41) 『玉葉』寿永元年十月三日条。
- (42) 『吾妻鏡』のほかの記事において、宗盛を例外的に「前内大臣」と記す例(元暦二年六月二十三日条)があるが、多くは「前内府」(例えば元暦二年六月二十一日条など)と記される。
- (43) 山田邦和「右京全町の概要」(前掲注15書『平安京提要』)。
- このほかに山田氏は、烏丸御局に与えられた土地(d)が、もとは平信基の邸宅であったこと(『玉葉』治承元年十二月十七日条)を指摘されている(前掲注15山田氏論文のうち左京七条三坊十五町項「左京全町の概要」)。なお、のちにこの左京七条三坊十五町の一角「左女牛東洞院西北角」は、元弘三年(一一三三)に比丘尼如実から豪運へ譲られている(『鎌倉遺文』古文書編四二、三二六六三「尼如実譲状」)。
- (44) 秋山國三「平安京における宅地配分と班田制」(『社会科学』一〇、一九六八年九月)。秋山國三・仲村研「京都」町」の研究』(一九七五年十月、法政大学出版局)所収。
- (45) 『平安京』(『京都市文化財ブックス』二八、二〇一四年三月、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)には、発掘調査に基づく貴族邸宅の配置が図として示されている。
- (46) なお参考になると思われる例として、太田静六氏が考察された散位従四位下大江公仲の邸宅について述べておきたい。十一世紀末の例であり、宗盛よりも下位の貴族邸宅になるものの、公仲が嘉保二年(一一〇九五)に隱岐国に配流されることとなった際、財産処分状が作成された(『平安遺文』四、一三三八「大江仲子解文」)。そのなかで左京四坊二町の邸宅一町分の土地を分配するために、敷地内を「丑寅角捌

戸主（以下略）」「辰巳角捌戸主（以下略）」「未申角捌戸主（西二行、北五六、七八門、堂敷地也）」「戌亥角捌戸主（以下略）」と記し、一町を四分割したことが指摘される（前掲注22太田氏著書『寝殿造の研究』）。そのまま『吾妻鏡』の没官領の解釈に適用することは躊躇されるが、例えば「南無阿房」に与えられた「堂敷地」の記述を、堂の建物のみのも面積ではなく、堂を含んだ周辺の一画と解することも可能かと思われる。

(47) 仲村研「京都八条院町の成立と展開」〔『文化史学』二五、一九六九年五月〕。前掲注44秋山氏・仲村氏著書所収（『京都「町」の研究』）。

(48) 前掲注13藤谷氏論文。また、左京八条三坊は、現在のJR京都駅周辺に当たる。多くの発掘調査がおこなわれており、考古学と文献史学の両面から多くの研究がなされている。

(49) 前掲注47仲村氏論文。

(50) 『鎌倉遺文』古文書編五、三〇九五（東寺百合文書へ）。八条院町に該当する土地のみ記す。

貞応二年五月三日被成進庁御下文（中略）

京御領

八条東洞院西一町 御所跡

梅少路北東洞院西一町 御倉跡

八条坊門南烏丸西一町 応跡所残御領替充給人ノ

梅少路南高倉東一戸主 地藏堂敷地

八条南室町東一戸主

八条北東洞院東十余戸主 三位入道并兵部大輔預

八条北町西十二丈九尺三寸 女房按察局預

梅小路南町西廿二丈同

梅小路北室町西七戸主余 丹波入道預

八条北堀川東一戸主 女房少輔局預

梅小路北東洞院東角四戸主

八条坊門北東洞院東一戸主

八条坊門北烏丸東六戸主余 (中略)

右、件御遺領御願寺庄々・京御領等、任御処分状、為皇后宮(邦子内親王)職庁沙汰、不可有向後牢籠之状如件、

貞応二年五月三日

主典代織部正安倍朝臣

(51) 『教王護国寺文書』一、二五二(一九六〇年三月、平樂寺書店)。

八条女院院町在所目安注文(中略)

同(八条四)坊保五町一門一戸主 梅小路南 北南五丈 地藏堂敷地
高倉東 西東十丈東南角

已上八条四坊(中略)

右、院町十三箇所、任正和式年十二月御寄附之旨、大概目安注文、如此。

(52) 前掲注47仲村氏論文。なお、仲村氏は平宗盛邸については特に述べられていない。

(53) 前掲注15山田氏論文のうち八条四坊五町項(「左京全町の概要」)。

(54) 前掲注11根立氏論文。

(55) なお、後高倉院が邦子内親王に所領を譲ったのは、「後高倉院庁下文案」の日付より貞応二年

(一一二二三)五月三日である。後高倉院は同年五月十四日に崩御する。一方、運慶が地藏十輪院の諸像を

高山寺へ移し、それらが高山寺金堂に安置されたのは、同年の四月八日であり（『高山寺縁起』）、邦子内親王に梅小路南高倉東の一戸主を含む所領が譲られる約一か月弱前である。この一戸主の地がどの段階で八条院領となったか明らかではなく、また後高倉院はこの年の三月以降、御脳の記事が散見するため、体調悪化との関係でこの時期に所領を譲ったものと思われる。しかし運慶らの諸像が高山寺へ移された時期と相近い点は、移坐に後高倉院の甥・西園寺公経が関わることに併せ、地蔵十輪院諸像の移坐の契機と土地の譲渡とがあるいは関係があるようにも思われ、この点も今後の課題としたい。

(56) 前掲注47仲村氏論文。

(57) 『鎌倉遺文』古文書編三五、二七〇八二（東寺百合文書へ）。『鎌倉遺文』では、この史料名を「八条院町地子帳」として掲載している。

(58) 前掲注13臈谷氏論文。

(59) 前掲注31②発掘調査報告書。

(60) 『明月記』建久七年六月十三日条。

(61) 前掲注14臈谷氏・角田氏論文、および前掲注15山田氏論文のうち九条四坊五・六町項。

(62) なお、水野敬三郎氏は四天王像の造立において格の高い順に持国天以下の尊像を担当することから、『高山寺縁起』より、地蔵十輪院四天王像の造立については、持国天を担当した円慶（運覚）が増長天を担当した湛慶より格上だった時期とされた（運慶・快慶と工房製作）〔鹿島美術財団編『第十五回 美術講演会講演録』、一九九三年八月〕。山本勉氏はそこから建久六年（一一九五）三月の東大寺供養においては、快慶が法橋位を譲った人物を康弁ではなく湛慶の誤りとされたうえで、地蔵十輪院の四天王像の造立は湛慶が法橋になる建久五年頃までさかのぼる可能性を指摘されている（山本勉「運慶の軌跡」〔同監修

『運慶大全』、二〇一七年九月、小学館）。山本氏は、地蔵十輪院の盧舎那仏像・四天王像の組み合わせが大仏殿諸像と強い関わりがあることも述べられている。東大寺大仏殿四天王像よりも、地蔵十輪院四天王像の方が早く製作された可能性もあるが、比較的近い時期に造立されたと推定される地蔵十輪院像は、大仏殿四天王像に近い姿だったようにも思われ、製作時期とともに今後の課題としたい。

(63) 前掲注1毛利氏論文ほか。

(64) 三宅久雄「六波羅蜜寺地蔵菩薩像と運慶建立の地蔵十輪院」(『美術史論集』一〇、二〇一〇年二月)。

(65) 六波羅蜜寺像の研究史は、植村拓哉氏の「六波羅蜜寺地蔵菩薩坐像について―その造形と像内納入品をめぐって―」(『佛教学宗文化ミュージアム研究紀要』九、二〇一三年三月)にまとめられている。

(66) 山本勉「仏師と仏像を訪ねて 第四回 運覚」(『本郷』一三七、二〇一八年九月)。

(67) 前掲注5杉崎氏論文。